

ル左記十四名ヲ引續キ取調中ナルカ会社側ニ於テハ此ノ際投
 左分子ヲ一掃スヘク該履ナル契度ヲ持レ居ルニ對シテ
 ハ首謀者ノ史ニタルヲ以テ討策協議中ナリ

七、警察署故

前記ノ裏行ニ依リ左記十四名ヲ檢束取調中

- | | | | | | |
|----|----|------|----|-----|------|
| 山木 | 一史 | (三〇) | 増田 | 治太郎 | (三八) |
| 濱辺 | 実雄 | (一八) | 姜 | 福童 | (三二) |
| 林 | 周寿 | (三七) | 田 | 火植 | (二七) |
| 夏 | 外敦 | (二〇) | 曹 | 明煥 | (二四) |
| 李 | 基祚 | (三三) | 夏 | 謂永 | (二一) |
| 李 | 鏡甲 | (二三) | 金 | 仲侯 | (一九) |
| 金 | 磷結 | (二七) | 柳 | 律仔 | (三四) |

右及申(通)報集也

噴 類言 (寫)

- 一、臨時休業進捗不詳
- 二、臨時休業、場合ハ日給全額支給ノ事
- 三、後身ノ以便ニ依リ三倍ニ倍上スル事
- 四、勞働時間ヲ十時日ニスル事
- 五、向(昔)ニ同(價)金ヲ支給スル事
- 六、少年ノ當業ヲ年月ニスルコト
- 七、年ニ同ノ昇給ヲスル事
- 八、責任仕事ヲニ割減下スル事
- 九、夏ノ仕事トシテ送りニハ特別手当ヲ付ス事
- 十、火災ノ三交代ニスル事
- 十一、休業シテ九時二十五分迄ニ一時三時二十五分ニスル事
- 十二、倉庫ノ改善スル事
- 十三、健康維持爲メ方員担ヒスル事
- 十四、浴場ヲ拡大スル事
- 十五、此ノ件ノ周知爲メ者ヲ告グル事
- 十六、右噴類ニ全従業員署名捺印ス